

香川県人権教育・啓発に関する基本計画

人権尊重社会の構築をめざして

(令和3年10月改正)

目 次

1	はじめに	1
2	人権をめぐる動き	
(1)	国際社会における取組み	3
(2)	国における取組み	4
(3)	本県における取組み	5
3	計画の基本的考え方	
(1)	計画策定の趣旨	6
(2)	計画の基本的理念	6
(3)	計画の性格	6
4	人権教育・啓発の推進	
(1)	人権教育・啓発の意義と目的	8
(2)	人権教育・啓発の現状と課題	9
(3)	人権教育・啓発の基本的あり方	11
(4)	人権教育・啓発の推進方策	13
5	個人人権課題への対応	
(1)	女性	19
(2)	子ども	21
(3)	高齢者	23
(4)	障害者	25
(5)	同和問題（部落差別）	27
(6)	性的少数者	29
(7)	外国人	32
(8)	ハンセン病回復者・H I V感染者等	34
(9)	犯罪被害者等	36
(10)	インターネットを用いた人権侵害	37
(11)	その他	38
6	特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	
(1)	公務員	40
(2)	教職員	40
(3)	警察職員	41
(4)	消防職員	41
(5)	保健・医療関係者	41
(6)	福祉関係者	41
(7)	マスメディア関係者	41
(8)	その他	42
7	計画の推進	
(1)	庁内の推進体制の充実	43
(2)	国や市町等との連携・協力	43
(3)	計画の見直し	43
	用語解説	44

1 はじめに

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。これには、二度の世界大戦や冷戦後の各地の局地紛争、経済開発の優先による地球規模での深刻な環境破壊・環境汚染等により人類に多くの災いをもたらした20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められています。

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。人権は、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、何よりも大切なものです。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

我が国の人権状況を見ると、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとに、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言えます。しかし、国内外から、公的制度や諸施策そのもののあり方に対して人権の視点からの意見があるほか、公権力と国民との関係や国民相互の関係においてさまざまな人権問題が存在すると指摘されています。社会の複雑化、人々の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても、各人の人権が強く認識されるようになってきました。また、スマートフォンの普及に伴い、インターネット上の仮想空間における誹謗中傷に起因する自殺が新たな社会問題となっています。

本県においては、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の個人人権課題の解決に積極的に取り組み、県民の人権尊重意識の高揚に努めてきました。しかし、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、不当な差別等の人権侵害がなお存在しており、国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、新たな人権問題も生じています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因するハラスメントも新たな課題となっています。

このような人権問題が存在する要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられますが、その根底には、一人ひとりに人権尊重の理念、すなわち、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと（人権共存の考え方）」についての正しい理解がいまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘されています。

すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが重要であり、そのために行われる人権教育・

啓発の果たす役割は極めて大きいと言えます。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの意識の問題に帰着するものであり、本来社会を構成する人々の相互の間で自発的に取り組まれるべきものです。しかし、さまざまな人権問題が存在する本県の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責任を負う県は、自らその積極的推進を図り、他の実施主体とも連携しつつ、県民の努力を促すことが重要です。

本県では、このような認識に立ち、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 人権をめぐる動き

(1) 国際社会における取組み

世界平和を希求して1945(昭和20)年10月に創設された国際連合は、1948(昭和23)年12月に「世界人権宣言」を採択し、その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と全世界に表明しました。

それ以降、国際連合は世界人権宣言の理念を実効性のあるものとするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の人権に関する条約」、「先住民族の権利に関する国連宣言」等の多くの人権に関する条約や宣言を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等の国際年を定め、人権が尊重される世界の実現をめざして取り組んできました。

一方、人権教育の重要性の高まりを受け、1974(昭和49)年11月の第18回ユネスコ総会において「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」が採択されました。また、1993(平成5)年6月、世界人権宣言採択45周年を機にこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題や今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性が強調されました。これを受けて、1994(平成6)年12月の第49回国際連合総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画が示されました。

2004(平成16)年12月には国連総会が、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年に開始するとの宣言を採択しました。第1フェーズ2005～2009(平成17～21)年は初等中等教育に、第2フェーズ2010～2014(平成22～26)年は高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍関係者への人権研修に、第3フェーズ2015～2019(平成27～令和元)年は第1、第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者の人権研修の促進に、第4フェーズ2020～2024(令和2～6)年は若者に焦点を当てています。

また、2015(平成27)年に国連が採択した「持続可能な開発目標」(SDGs)は、「誰一人取り残さない」社会を実現すべく定めたものであり、人権が大きな柱となっています。

(2) 国における取組み

我が国は、1947（昭和 22）年 5 月に施行された日本国憲法において「自由権」、「法の下での平等」、「社会権」等の基本的人権を保障するとともに、国際連合が採択した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等の国際人権諸条約を締結し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

「人権教育のための国連 10 年」に関しては、1995（平成 7）年 12 月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1997（平成 9）年 7 月には国内行動計画が策定されました。

また、1996（平成 8）年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申等を踏まえ、1997（平成 9）年 3 月に「人権擁護施策推進法」が施行されました。同法では、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務が明記されるとともに、これらの施策の推進に関する基本的事項を調査審議するための「人権擁護推進審議会」の設置が定められました。

同審議会は、1999（平成 11）年 7 月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、また、2001（平成 13）年 5 月に「人権救済制度の在り方について」関係大臣に対して答申を行いました。

さらに、2000（平成 12）年 12 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記され、また、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられました。そして、2002（平成 14）年 3 月、同法に基づく国の基本計画が策定され、2011（平成 23）年 4 月には、基本計画の一部を見直し、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

基本計画では、人権教育に関する取組みの一層の改善・充実が求められており、それを受けて「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次〕」が 2004～2008（平成 16～20）年に示され、人権教育の推進が図られています。

2009（平成 21）年及び 2013（平成 25）年には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が公表され、また、2021（令和 3）年には「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」が示され、これらを基にした人権教育の取組みの一層の充実が求められています。

(3) 本県における取組み

本県では、1972（昭和47）年に策定した「香川県長期振興計画」や引き続き策定した「香川県県民福祉総合計画」、「香川県21世紀長期構想」において、社会福祉の増進、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に向けた取組みを行ってきました。

また、1998（平成10）年3月に知事を本部長とする「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999（平成11）年3月には、本県における人権教育の基本方針と施策の方向を示す「人権教育のための国連10年」香川県行動計画」を策定しました。

2001（平成13）年度からは、県政運営の基本指針として次の3本の計画を策定し実施しました。

- ・「香川県新世紀基本構想」（2001年度～2010年度）
- ・「せとうち田園都市香川創造プラン」（2011年度～2015年度）
- ・「新・せとうち田園都市創造計画」（2016年度～2020年度）

2021（令和3）年10月には、2021（令和3）年度から5年間の「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画」を策定しました。

この計画では、「安全と安心を築く香川」、「新しい流れをつくる香川」、「誰もが輝く香川」を基本方針に、せとうち田園都市の確かな創造をめざすこととしています。このうち、「安全と安心を築く香川」を構成する施策体系の一つとして、「人権尊重社会の実現」を掲げており、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進、人権擁護活動の充実に努めてまいります。

3 計画の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

本県においては、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、個別人権課題に積極的に取り組んできましたが、不当な差別等の人権侵害がなお存在しています。また、社会経済情勢の変化により、新たな人権問題も生じてきており、より一層効果的な取り組みが求められています。

また、地方分権の推進に伴い、県は、国や市町等との新たな関係を構築するとともに、限られた財源をもとに、自己決定と自己責任の原則に立ち、県民のニーズ、地域の実情、緊急性等に応じた独自の施策を効率的に展開することが求められています。

さらに、近年、県民の県政への参加意識が高まってきており、人権教育・啓発の分野においても、情報公開はもとより、政策立案過程における県民参画、実施過程におけるボランティア団体やNPO等との協働が求められています。

本県では、これらの課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本基本計画を策定します。

(2) 計画の基本的理念

この計画は、県民一人ひとりが、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて、人権尊重の理念、すなわち、人権共存の考え方について正しく理解することにより、人権が尊重される社会を構築し、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現をめざすことを基本的理念とします。

(3) 計画の性格

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に関する本県の基本計画として、中長期的展望に立って、今後の人権教育・啓発の基本方針と施策の方向を定めるものであり、国の基本計画の趣旨を踏まえたものです。
- ② 国連が、「誰一人取り残さない」社会を実現すべく 2015（平成 27）年に定めた「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals）」17 のゴールのすべてが人権分野に関連したものであるが、この計画においては、特に次の 10 のゴールについて理念と方向性を同じくするものです。



貧困をなくそう

飢餓をゼロに

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	すべての人に健康と福祉を
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	質の高い教育をみんなに
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を実現しよう
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	働きがいも経済成長も
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	平和と公正をすべての人に
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう

- ③ 「「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画」との整合性を保ち、本県の他のさまざまな施策に関する諸計画に対しては、人権教育・啓発に係る基本的計画としての性格を有するものです。
- ④ 「「人権教育のための国連10年」香川県行動計画」を踏まえ、より充実した内容のものとするものです。

4 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の意義と目的

① 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育と社会教育を通じて推進されます。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現をめざして、主体的・対話的で深い学びによる教育活動を組織的かつ計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていきます。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクル（生涯過程）における多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていきます。

こうした学校教育と社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題等について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが重要です。

② 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としています（同法第3条）。すなわち、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることを目的としています。

(2) 人権教育・啓発の現状と課題

① 人権教育

本県では、学校や地域社会等におけるあらゆる学習の場を通じて、人権教育に取り組んでいます。

学校教育においては、人権教育に関する種々の研修を通じて教職員の資質向上を図りつつ、学習用指導資料の配布や、人権教育の実践に対する指導助言等を通じて、学校での人権教育の推進に努めています。各学校においては、幼児児童生徒一人ひとりを大切にしながら、家庭や地域社会、校種間の連携を図りながら、社会科をはじめとする各教科や道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等で、発達段階に応じて、人権の意義や大切さを教えるとともに、さまざまな人権課題についての正しい理解とその解決に向けた学習を行っています。また、人権集会での意見発表、障害者や高齢者との交流活動等の実践的取組みも多くの学校で実施されています。

しかし、学校での人権教育については、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の鋭敏化が片方に偏ることなく双方を進展させること等の課題が指摘されています。

社会教育においては、人権問題の解決に向け、一人ひとりの人権意識を高めることができるよう、学校や家庭・地域社会との連携を大切にしながら、公民館等での研修講座の開催や各地域における人権講演会の実施、研修資料や各種パンフレットの配布等を行うことにより、家庭や地域社会の人々に対する人権教育の推進に取り組んでいます。指導者育成についても、社会教育指導者等に対する研修を通じて、その資質向上に努めています。また、家庭は子どもの人権意識を育てるうえで非常に重要な場であることから、小学校等の保護者に対して、人権教育に関する家庭用指導資料を配布するなど、家庭教育の支援に努めています。

しかし、近年、人権問題の複雑化・多様化が進む中であって、更に総合的な推進が必要となっていること、知識伝達型の傾向が見られる研修内容について改善の必要があること等の課題が指摘されています。

② 人権啓発

本県では、広く県民を対象に、さまざまな啓発活動を展開しています。具体的には、人権週間等節目となる機会をとらえて全県的な取組みを展開しているほか、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう「じんけんフェスタ」の開催、街頭キャンペーンの実施、啓発ポスター・パネル展の開催等、年間を通してさまざまな啓発活動を実施しています。啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成するリーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、人権に関する講習会・研修会等の開催、新聞広報やテレビ・ラジオのスポットの放送等のマスメディアを活用した啓発活動を行うなど、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしています。また、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、国、市町、公益法人、民間団体、企業等と連携を図りながら、各種啓発活動を実施しています。

しかし、昨今、その内容や手法が必ずしも県民の関心・共感を呼び起こすものになっていないことや、実施主体間の連携が不十分であること等の問題点が指摘されています。

(3) 人権教育・啓発の基本的あり方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現をめざして、憲法や教育基本法等の国内法、人権関係の国際条約等に即して推進していくべきものであり、その基本的あり方としては、計画策定の趣旨等を踏まえると、次のような点を挙げることができます。

① 発達段階に応じた創意工夫

人権教育・啓発に当たっては、人権の意義や重要性が知識として確実に身につく、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要です。このため、対象者の発達段階に応じながら、その対象者の日常生活の経験等を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう努める必要があります。

② 効果的な手法の採用

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられます。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要がありますが、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けることができるように働きかける必要があります。

③ 変化に対応した啓発媒体の採用

教育・啓発の媒体としては、マスメディアの果たす役割は大きく、多くの県民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの有効な活用が不可欠です。媒体の選定に当たっては、当該媒体の特性を十分考慮し、その効果を最大限に活用することが大切です。

近年、スマートフォンからのインターネット利用者の増加に伴い、インターネット空間における情報の価値が相対的に高くなってきています。このため、啓発媒体としてインターネットを有効に活用する必要があります。

④ 多様な機会の提供

人権教育・啓発は、県民の一人ひとりの生涯の中で、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられます。従って、人権教育・啓発の各実施主体は、人権に関する多様な学習機会を県民に提供することが重要です。

⑤ 県民参加の促進と行政の中立性の確保

人権教育・啓発は、本来社会を構成する人々の相互の間で自発的に取り組まれるべきものであり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努める必要があります。このため、人権教育・啓発の推進に当たっては、県民の主体的な参加を促進するとともに、その内容はもとより実施の方法等においても、県民から幅広く理解と共感を得られるよう、行政の主体性や中立性を厳に確保することが重要です。なお、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接に関わる問題であることから、行政はもとより民間団体等においても、押しつけにならないように十分留意する必要があります。

⑥ 実施主体間の連携

人権教育・啓発は、さまざまな実施主体によって行われています。今日、人権問題がますます複雑化・多様化する傾向にある中で、これをより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がそれぞれの役割と責任を踏まえたうえで、相互に有機的かつ補完的な関係を構築できるよう連携を強化することが重要です。

⑦ 評価を踏まえた取組み

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、取組みの必要性や有効性等を客観的に評価し、次なる取組みに反映させることが重要です。

また、差別意識の解消に向けた教育・啓発に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえることが重要です。

このため、P D C A (Plan、Do、Check、Action) サイクルを導入し、定期的な見直し、改善を図ることで、より効果的な教育・啓発を推進していく必要があります。

⑧ 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の強化

公務員、教職員、警察職員等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分理解したうえで、それぞれの業務に当たる必要があります。従って、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの者に対する研修等の取組みを強化することが重要です。

(4) 人権教育・啓発の推進方策

① 人権教育

人権教育は、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、相互の密接な連携のもと、総合的かつ計画的に推進されなければなりません。このため、県教育委員会では、2003（平成15）年3月に、これからの人権教育推進の指針として、「香川県人権教育基本方針」を策定しました。今後も、この基本方針に基づき、人権教育の積極的な推進に努めます。

ア 学校教育における人権教育

学校教育においては、学校（園・所）における推進体制を確立するとともに、人権教育を教育計画に位置付けたうえで、保育や各教科、道徳科、特別活動等の特性に配慮しながら、これまでの同和教育の成果を生かしつつ、次のような基本的な考え方のもと、教育活動全体を通じて推進します。

(ア) 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた指導の充実

人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、指導内容や方法の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、人権課題の当事者による講演会や人権フィールドワークをはじめとする、人権の意義やさまざまな人権課題の理解に役立つ学習活動を取り入れたり、ボランティア活動やアクティビティ等に主体的に取り組む参加体験型学習を導入したりするなど、多様な教育実践の推進に努めます。また、幼児児童生徒が日常生活の中の不合理的を敏感に感じ取る人権感覚を持ち、それが人権尊重の態度として自然に現れるような指導方法の開発に努めます。さらに、これらの取組みを促進するため、指導資料を整備するとともに、学校（園・所）に対する実践事例及び学習教材等の情報提供や、その活用についての指導助言を行います。

(イ) 人権意識の基礎の育成に向けた指導の充実

人権意識を身に付けるための基礎を培うため、人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、自己をかけがえのない存在として認識する中で、人権がすべての人に保障され、尊重されなければならないということを認識できるよう、自尊感情の育成に向けた支援のあり方についての工夫や、いじめや仲間はずれ等のない、相互の違いも含め認めあうことのできる仲間づくりを進めます。また、個に応じた学習指導や、一人ひとりの人権を大切にした学校運営を通じて、安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを推進します。

(ウ) 地域社会等との連携の強化

社会奉仕活動等の多様な体験活動や、地域の人々との交流機会の充実等を通じて、人権教育を効果的に推進するため、地域社会との連携の強化を図ります。また、学校（園・所）においては、家庭における人権教育の重要性を示しながら、家庭の協力のもとに人権教育を推進できるよう、保護者との連携に努めます。さらに、幼児児童生徒の発達段階を考慮しながら、適時性・系統性を踏まえた一貫性ある指導が行えるよう、保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の連携を推進します。

(エ) 大学等における人権教育への協力

大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとするのが重要です。また、大学等は、社会のさまざまな分野での人材養成を担っているという観点からも人権教育の一層の充実が求められています。このため、大学等の自主的判断により、法学教育等のさまざまな分野において、人権教育に関する取組みに一層の配慮がなされるよう、情報提供等の協力を努めます。

(オ) 教職員研修の充実

すべての教職員は、人権尊重の理念に関する十分な理解と認識をもつとともに、幼児児童生徒に対する人権教育の実践的指導力を身に付ける必要があります。そのため、人権や人権問題についての知識・理解を深める研修や、指導方法等に関する研修の充実に努めます。

(カ) 評価の実施

講座内容等に関する参加者からの意見・感想の集約や、幼児児童生徒の変容の把握、教職員間での授業研究等を通じて実践に対する評価を行い、今後の取組みに反映させます。

イ 社会教育における人権教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立ち、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、すべての人が豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、次のような基本的な考え方のもと、人権教育を推進します。

(ア) 理解・認識の深化と意欲・態度の育成に向けた学習の充実

人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、学習内容や方法の充実に努めます。そのため、知識・理解のみにとどまらず、差別をなくし人権を尊重する姿勢が身に付くよう、公民館等での講演会や現地での学習会等のほか、ボランティア活

動等、主体的に取り組む体験活動を取り入れた学習の推進に努めます。

また、日常生活において、人権尊重意識に基づく態度や行動が無意識のうちに現れるよう、人権感覚を育成する学習プログラムの開発に努めます。そして、効果的な学習方法や実践事例及び指導資料等について市町等に情報提供を行うとともに、その活用についての指導助言を行います。

(イ) 人権意識形成のための家庭教育の充実

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や子どもの成長過程における人権意識の形成のために重要な場であることから、家庭教育の充実に努めます。保護者が差別や偏見を許さないという姿勢を子どもに示すことは特に重要であるため、保護者に対する学習機会の充実や、家庭用指導資料の整備、家庭教育に役立つさまざまな情報の提供に努めます。また、保護者等に対する子育ての不安や悩みについての相談体制の充実等を図ります。

(ウ) 多様な学習機会の提供

県民の主体的な参加を促進するため、身近な課題や地域の実情に応じたテーマを取り入れたり、社会奉仕活動等の体験活動や参加体験型学習、人権に関する行事等の企画運営に携わる参画型の学習を導入するなど、学習内容を創意工夫することにより、多様で魅力ある学習機会の提供を図ります。

(エ) 国や市町等との連携の強化

各実施主体の協力関係のもと、施策を総合的かつ効果的に推進するため、国や市町及び社会教育団体との連携に努めます。また、地域の実態に応じた人権教育を進めるため、学校（園・所）・家庭・地域間の連携を促進します。

(オ) 指導者の養成と資質向上

地域社会における人権教育の推進は、指導者が担うところが大きいことから、研修講座や指導資料等の充実に努めることにより、指導者の養成と資質向上に努めます。

(カ) 評価の実施

講座内容や運営方法に関する、参加者からのアンケートによる意見・感想の集約等を通じて、実践に対する評価を行い、今後の取組みに反映させます。

② 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、県民から幅広く理解と共感が得られるものでなければなりません。このため、次のような基本的な考え方のもと、人権啓発を推進します。

ア 社会情勢を踏まえた内容の充実

内閣府が2017（平成29）年10月に実施した「人権擁護に関する世論調査」では、憲法施行後70年以上を経過した今日においても、基本的な人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについて、18.6%の人が知らないと答えています。このため、憲法をはじめとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知を図るなど、人権に関する基本的な知識の普及に努めます。

また、近年、インターネットを用いた誹謗中傷やいじめにより自殺に追い込まれる事案、児童虐待による傷害や死亡の事案、ストーカー行為を伴う殺傷事案など、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されています。このため、生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような取組みを進めます。

さらに、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や横並び意識の存在等が安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となり、各種差別の解消を妨げている側面があることから、これらの風潮や意識の是正を図ることが必要です。このため、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重しあうことの大切さについて県民に訴えかけます。

イ 県民参加型の啓発活動の実施

県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、それに対する県民の理解を深めるため、県民参加型の人権啓発イベントを国、市町、関係団体、NPO等と連携して開催するとともに、各課題別の啓発活動を定期的かつ重点的に実施します。

また、ボランティア団体やNPO等による啓発活動を促進し、県民が幅広く人権問題について主体的に考え、体験できる機会の充実に努めるとともに、県民参加型の啓発活動に役立つ教材や資料等について、人権教育担当部門と連携しながら充実に図ります。

ウ 親しみやすくわかりやすい情報の発信

情報の発信に当たっては、啓発対象となる年齢層等を考慮し、具体的な事例を活用しながら、県民の視覚や感性に訴えるものにするなど、県民に親しみやすいものとするとともに、民間の斬新なアイデアや手法を

活用するなどして創意工夫を凝らし、明瞭でわかりやすいものとするよう努めます。また、より多くの県民に効率的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアやインターネットを活用した啓発活動を推進します。

エ 人権啓発の拠点施設の活用

人権啓発は社会を構成する人々の相互の間で取り込まれるべきものであることから、最終的な人権啓発の主体は県民であると言えます。このため、地域のコミュニティ施設である公民館や隣保館等が、住民に身近な人権啓発の拠点としての機能を十分に果たすことができるよう支援に努めます。

また、県民一人ひとりが人権尊重の理念についての理解を深めることができるよう、本県の人権啓発の拠点施設である「香川県人権啓発展示室」の利用の促進を図ります。

オ 関係機関等との連携の強化と協働の推進

各実施主体の協力関係のもと、施策を総合的かつ効果的に推進するため、市町等で構成する「香川県人権啓発推進会議」や高松法務局等で構成する「香川県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。また、ボランティア団体やNPO等の民間団体についても、人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されていることから、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、協働の推進に努めます。

カ 企業における人権啓発の支援

人権が企業活動を含めてあらゆる活動の国際基準として尊重されるすう勢にあることから、企業は、個々の実情や方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開することが大切です。また、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制を構築することも重要です。このため、啓発資料の作成や提供等を通じ、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

キ 指導者等の養成・活用

県民一人ひとりの人権尊重の理念についての理解を深めるためには、地域や職場等に密着したきめ細かな啓発活動を粘り強く実施していくことが重要です。このため、啓発の中核的な役割を担う指導者等の養成や資質の向上に努めるとともに、各人権課題別の専門家等の情報を収集・整理し、その活用を図ります。

ク 評価の実施

県民の人権問題に関する意識調査、各啓発活動の参加者からのアンケート

ートによる意見・感想の集約等を通じて、実践に対する評価を行い、今後の取組みに反映させます。

5 個人人権課題への対応

(1) 女性

① 現状と課題

本県では、2001(平成13)年11月に「かがわ男女共同参画プラン」を策定するとともに、2002(平成14)年4月に「香川県男女共同参画推進条例」を施行し、その後、2006(平成18)年3月に「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」、2011(平成23)年10月に「第2次かがわ男女共同参画プラン」、2015(平成27)年12月に「第3次かがわ男女共同参画プラン」を経て、2021(令和3)年10月に「第4次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかし、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると感じているほか、政治・行政・地域などの政策・方針決定過程への女性の参加比率は低く、雇用の分野においては、男性に比べ非正規雇用率が高いことや、採用・昇進等において男女間の格差や給与の額の格差が見られるなど、多くの課題が残されています。

また、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、売買春やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などさまざまな形態による女性への暴力が社会問題となっています。さらに、SNSの利用に起因する性犯罪・性暴力など、新たな課題も生じています。

こうした状況を踏まえ、女性の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、女性へのあらゆる暴力の根絶や女性の社会参画の促進等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

② 施策の方向

ア 女性の人権についての理解と認識の促進

性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重されるよう、社会制度や慣行などの中に、性差別、個人の個性と能力の発揮を阻害する性別による固定的な性別役割分担や偏見などがないか見直す意識の定着に向けて広報・啓発を行います。

また、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があることから、人権の尊重や男女共同参画に関する理解と認識を深めるために、学校、家庭、地域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実に努めます。

イ 女性へのあらゆる暴力の根絶

配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、子ども・若年層に対する性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性への暴力行為は、重大な人権侵害であり、これを許さない社会意識の醸成や暴力根絶に向けて、関係機関の連携強化と総合的対策に努めます。

また、被害者からの相談に適切に対応できるよう相談、カウンセリング体制の充実を図るとともに、被害者のプライバシーに十分配慮したうえで、心身の回復など効果的な被害者支援に努めます。

ウ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図り、男女の仕事と生活の調和や、雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保など、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

特に、県の審議会等委員への女性の参画については、2025（令和7）年度までに40%以上とすることを目標とし、人材を幅広く活用するという観点から適任者の登用を進めます。

このため、女性自ら意欲的に参画し、能力が発揮できるよう、リーダーとなり得る人材の育成に関する情報収集・提供や女性リーダーの養成を推進します。

エ 働く場における女性の活躍推進

雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保に向けて、関係法令とその趣旨を周知するとともに、働く女性が、その個性と能力が十分に発揮できるよう、能力向上のための支援や働くことを希望する女性の継続就業や再就職を支援します。

オ メディアにおける女性の人権の尊重

メディアに対して男女共同参画の視点での表現が行われるよう働きかけるとともに、サイバーパトロールなどによりソーシャルメディア上の人身取引、売春、児童買春、児童ポルノ等女性の人権を侵害するような違法・有害情報の発見に努め、発見した場合は、刑法、売春防止法、児童買春・児童ポルノ法等関係法令により取り締まるなどの対応を行います。また、県の広報・出版物において、男女共同参画の視点に立った表現を推進するとともに、メディア・リテラシーを向上させるための教育や啓発に努めます。

(2) 子ども

① 現状と課題

本県では、地域におけるきめ細やかな子育て支援サービスの充実や多様化する保育ニーズへの対応、深刻化する児童虐待への対応、特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進などの取組みにより、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進しています。

しかし、少子化の進行、核家族化の進展、夫婦共働き家庭の一般化、子育てに対する不安感、負担感を感じる人が多くなるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しさを増してきています。例えば、児童虐待が社会問題になっているほか、SNSの利用に起因する児童買春・児童ポルノ製造等の子どもの性被害が後を絶ちません。また、学校をめぐっては、暴力行為やいじめ等の問題行動や不登校等、依然として憂慮すべき状況にあります。さらに、少年非行についても、非行少年の総数は、減少傾向にありますが、刑法犯少年の人口比や再犯者の割合は、全国平均を上回っており、厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、子どもの人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、子どもへのあらゆる暴力の根絶やいじめ問題の解決等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

② 施策の方向

ア 子どもの人権についての理解と認識の促進

児童憲章や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、学校教育と社会教育を通じて、憲法や教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、社会体験活動や自然体験活動等を積極的に推進します。

イ 子どもへのあらゆる暴力の根絶

児童虐待、体罰、児童買春等の子どもに対する肉体的、性的、心理的な傷害や苦痛をもたらす、またはもたらすおそれのあるあらゆる暴力行為は、子どもの人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じて、社会意識の醸成に努めます。

また、被害を受けた子どもに対する救済・保護を目的とした相談体制の強化に努めます。特に、児童虐待については、子ども女性相談センターや西部子ども相談センターの機能の充実を図るとともに、保健、医療、

福祉、教育、警察等の関係機関や地域住民が一体となってネットワークを構築し、早期発見や子どもの安全確保を最優先にした対応に努めます。また、再発を防止するため、虐待を受けた子どもの心のケアや、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングの充実を図ります。

さらに、児童虐待等により代替養育が必要な子どもについては、家庭養育優先原則に基づき里親等への委託を推進します。児童養護施設等については、できる限り良好な家庭的環境の確保に向け、施設の小規模かつ地域分散化を進めるとともに、代替養育を終えた子どもの自立支援機能強化の取組みを進めることにより、社会的養育体制の充実を図ります。

ウ いじめ問題の解決

いじめは、いじめを受けた児童生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、2014（平成26）年3月に策定した「香川県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止のための対策を講じます。

まず、いじめには、さまざまな態様があるため、大人がいじめと認知しなければ、子どもを救う対応を始められないことから、初期段階のいじめも含め、いじめではないかとの疑いを持って、幅広く積極的にいじめを認知し、早期発見、早期対応するよう努めています。また、対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の資質向上に努めるとともに、心理や福祉等に関する専門スタッフを活用し、組織的な対応をします。さらに、24時間いじめ電話相談など、教育相談体制の一層の充実を図ります。

エ 青少年の健全育成の推進

青少年の社会参加活動を促進するとともに、ニートやひきこもり、非行など社会生活を営むうえでの困難を有する青少年やその家族に対して支援機関と連携し、効果的な支援を行います。

また、地域の中で心豊かでたくましい子どもを育てるため、家庭・学校・地域や関係機関・団体がともに連携し、一体となって、地域の大人みんなで積極的に子どもたちと関わり、はぐくむ県民運動を展開します。

さらに、携帯電話やインターネット等による青少年の有害情報対策など、1952（昭和27）年8月に施行した「香川県青少年保護育成条例」の適切な運用を図り、家庭・学校・地域や関係機関・団体が一体となって青少年を取り巻く社会環境の浄化の促進や非行防止に関する啓発活動の充実に努めます。

(3) 高齢者

① 現状と課題

本県では、高齢者をはじめとして、住民が住み慣れた地域で、支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる社会の構築に向けた取組みを進めています。

しかし、今後、高齢化のさらなる進展により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増加すると見込まれています。このような状況の中、高齢者の人権に関わる問題としては、虐待やその有する財産権の侵害が指摘されているほか、社会参加の困難性等が挙げられます。さらに、職業生活からの引退や配偶者との死別等により、孤独感に陥ったり、生きがいを失うという問題もあります。

こうした状況を踏まえ、高齢者の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、高齢者へのあらゆる暴力の根絶、高齢者の雇用と社会参加の促進等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

② 施策の方向

ア 高齢者の人権についての理解と認識の促進

高齢者に対する固定観念を改め、高齢者が社会の重要な担い手として主体的に社会参加をすることができるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の課題に関する理解を深めるための教育を推進します。

イ 高齢者へのあらゆる虐待の根絶

暴力行為や財産権の侵害、暴言、無視、介護の放棄等は、高齢者に対する虐待であり、著しく高齢者の人権を侵害するものであるという認識が広く浸透するよう、啓発活動を通じて、社会意識の醸成に努めます。

また、関係機関との連携のもと、各市町の地域包括支援センターが介護や日常生活の悩みごとに関する相談に対応していることを周知するとともに、虐待等への対応や成年後見制度の普及と利用の促進を図ります。

ウ 雇用の促進

雇用施策を実施する国の機関等と密接な連携関係を構築し、相互の施策の連携・協力を進めるとともに、働く意欲がある誰もが年齢に関わり

なくその能力を十分に発揮できるよう、定年の引き上げ等による安定した雇用の促進を図ります。また、高齢者個々の就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営支援等に努めます。

エ 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者人口の増加に伴い、高齢者自身の意識やライフスタイルが多様化していることに配慮しつつ、高齢者が豊富な経験や能力を生かし、社会において重要な役割を果たしながら生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、社会参加活動の促進に努めます。

(4) 障害者

① 現状と課題

国において、2016（平成28）年4月に、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されたことを受け、本県では、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を2018（平成30）年4月から施行し、地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、全ての県民が人格と個性を尊重しながら、笑顔でいきいきと暮らせるかがわの構築に向けた取組みを進めています。また、1996（平成8）年4月に施行した「香川県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーを進め、すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して生活でき、積極的に社会参加できるような福祉のまちづくりも推進しています。

しかし、障害者は日々の暮らしにおいて、さまざまな制約を受けることがあり、それは社会がその障害を受容していないことに起因するものと考えられます。障害とは特別なものではなく個性であり、誰にとっても住みやすい社会とは、さまざまな個性があることを受け入れることのできる社会です。

また、障害についての理解不足等により、偏見や差別意識を持たれることもあり、そのことが、障害者に対する虐待や社会参加を妨げる原因の一つとなっていることも指摘されています。

こうした状況を踏まえ、障害者の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、県民すべてが相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図っていく必要があります。

② 施策の方向

ア 障害者の人権についての理解と認識の促進

障害の有無に関わりなく、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に対する理解を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発、広報活動を推進します。

また、学校教育においては、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習の機会を積極的に設けるとともに、学校（園・所）での合理的配慮や基礎的環境整備の充実を図ることで、すべての子どもたちが、多様性を正しく理解し、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むための教育を推進します。

イ 障害者差別解消の推進

障害福祉相談所に職員を配置し、障害を理由とする差別に係る相談に対応するほか、関係機関からなる協議会を組織し、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築することにより、地域全体の相談・紛争解決機能の向上を図ります。

また、講演会や出前講座を積極的に実施し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮についての県民の理解を促進します。

ウ 障害者虐待防止の推進

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加を著しく阻害するものであることから、障害者に対する身体的、性的、心理的及び経済的虐待や放棄・放置は障害者虐待であるという認識が広く浸透するよう啓発活動を通じて、障害者虐待の防止を図ります。

また、県障害者権利擁護センターを中心に、市町障害者虐待防止センターや警察、香川労働局等関係機関と連携し、障害者等からの相談や通報に対応し、家庭、障害者施設及び事業所における障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図り、成年後見制度の活用等を含む有効な支援に努めます。

エ 雇用・就労の促進

障害者就業・生活支援センター事業関係機関連絡会議を通じて、障害者団体や関係行政機関等が障害者雇用に関する情報交換や協議を行い、障害者雇用の促進を図ります。

また、障害者就業・生活支援センター等の活動の促進を図るとともに、ハローワークや障害者職業センター等と連携し、専門的な就労支援を行い、障害者の雇用と定着支援に努めます。さらに、障害者個々の能力に応じた働き方を支援できるよう、共同受注窓口や官公需の発注配慮などを通じて、工賃の増額を図ります。

オ 社会参加の促進

各種の障害特性に応じた生活訓練の実施により、障害者の社会参加を促進するとともに、障害者団体や障害者本人、家族等に対し、さまざまな情報提供を行い、交流活動の促進を図ります。

(5) 同和問題（部落差別）

① 現状と課題

本県では、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、同和地区住民の生活の安定と向上を図るための施策を総合的に推進するとともに、県民の同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るための取組みを進めています。また、1996（平成8）年7月には、結婚と就職に際しての差別事象の発生を防止することを目的として、「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」を施行しました。

県政世論調査、隣保館や市町での実態調査、相談活動や学校現場での把握、さらに差別的取扱いや差別落書きなどの発生状況から、依然として、教育や就労の分野などで課題が残っており、また、結婚問題などでは差別意識が今もなお存在していることがうかがえます。このほか、差別事象も後を絶たず、同和問題に対する県民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行し、インターネット上では匿名性を悪用し、個人を誹謗中傷したり、特定の地域を同和地区であると指摘したりするなどの事案が発生しています。

このように、最近では情報化の進展に伴い、結婚や就職差別だけでなく、部落差別の状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成28）年12月に部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。2020（令和2）年6月には、同法第6条に基づき法務省において実施した部落差別の実態に係る調査の結果が公表されました。

こうした状況を踏まえ、同和問題についての理解と認識を促進するとともに、住民の雇用の促進や「えせ同和行為」の排除等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努めることが必要です。

② 施策の方向

部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き、積極的な教育・啓発の推進に努めます。

ア 同和問題についての理解と認識の促進

同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るためには、県民一人ひとりがこの問題を自分自身の課題としてとらえることが必要です。このため、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、国、市町や関係団体との連携を図りながら、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

イ 学校教育・社会教育を通じた取組みの推進

学校教育及び社会教育を通じて、同和問題の解決に向けて幼児児童生徒の発達段階や地域の実態等に応じた人権教育の内容の充実を図るとともに、同和問題に対する保護者の正しい理解と認識を深めるための保護者啓発の充実を図ります。

ウ 雇用の促進

雇用施策を実施する国の機関等と密接な連携関係を構築し、相互の施策の連携・協力を進めるほか、公正採用選考人権啓発推進員や事業主を対象とした講演会を計画的に開催して、本人の適性や能力に応じた公正な採用選考に関する啓発を推進するとともに、この講演会を活用して、同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に努めます。

エ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実とする不当な要求や行為であり、差別意識の解消に向けて、これまでなされてきた啓発の効果を一挙に覆し、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。また、「えせ同和行為」の横行は、行政や企業等の適正な活動の障害となるものであり、到底これを放置することはできません。このため、市町、法務局、警察等の関係機関と連携しながら、適切な対応等について事業主をはじめ広く県民に対し周知を図るなど、「えせ同和行為」排除に向けた取組みに努めます。

オ 隣保館活動の支援

福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館において日常生活に根ざした啓発活動や住民相互の理解を深める交流事業の充実が図られるよう支援に努めます。また、教育の問題や不安定な就労状況などの諸問題を抱える地域住民の自立支援のため、隣保館が行っている生活上の課題や人権問題についての相談事業を支援するとともに、相談援助技術の向上など隣保館職員の資質向上に向けた研修の実施などに努めます。

カ 「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底

県民や事業者に対し、研修会などさまざまな機会をとらえ、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査を禁止している「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知徹底を図るとともに必要な指導・助言を行い、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止に努めます。

(6) 性的少数者

① 現状と課題

LGBTなど性的指向(Sexual Orientation)・性自認(Gender Identity)に関して困難を抱える人々(以下「性的少数者」という。)は、偏見や無理解のため、学校や職場などで心ない好奇の目にさらされたり、不当な差別を受けたりするなど困難な状況に置かれています。

国は、2004(平成16)年7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成15年法律第111号)を施行し、一定の要件を満たした者については、戸籍上の性別を心の性に合うように変更の審判を家庭裁判所に請求できるようになりました。

また、文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日)により、性同一性障害の児童生徒に対して、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行などの項目について、学校における支援の事例を通知するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(2016(平成28)年4月1日)を通知し、性同一性障害だけでなく、同性愛や両性愛など、性的指向に関することも教育的な課題として取り扱うこととなりました。

厚生労働省は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(セクハラ指針)を2014(平成26)年7月1日に改正し、セクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれ、また、被害者の性的指向・性自認にかかわらずこの指針の対象となるとしました。

本県では、性的少数者が安心して暮らせるよう、性の多様性に関する県民の理解と認識を深めるため、さまざまな機会を捉えて周知啓発に努めるとともに、相談窓口を開設しています。

また、県内では、2021(令和3)年7月現在、高松市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町及び多度津町において、同性パートナーシップ宣誓制度(お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、市町が二人の関係を証明する制度)が導入されています。

性自認及び性的指向に関する問題は、家族・婚姻制度等に関わることもあり、県民の間でも意見が分かれるところです。このため、性自認及び性的指向に関する施策を推進していくためには、県民一人ひとりの理解を得ていくことが重要です。

② 施策の方向

ア 県民への理解と認識の促進

性的少数者について、「自分の身のまわりにはいない」「自分には直接関係ない」と思っている人は少なくありません。しかし、LGBTなどの性的少数者の割合が8.9パーセントに上るとの調査結果もあり、実際には、家族、友人、職場の同僚等との付き合いの中で、誰もが性的少数者に接していると考えられます。

性自認及び性的指向に関して正しい知識が無ければ、重大なこととは考えずに、アウティング（本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露する行為）をしてしまう恐れがあります。このため、県民が、自分の周囲に性的少数者がいるかもしれないこと、自分にも関係があるかもしれないことを自覚してもらえよう、継続的に周知啓発に努めます。

イ 学校現場における理解と認識の促進

学校現場においては、学級に性的少数者が在席していることを想定し、その児童・生徒や保護者にしっかりと寄り添い心身の負担の軽減を図ることができる体制を整えておくことが重要です。

そのため、教職員が性自認及び性的指向に関する正しい知識を持ち、個別の事案に対しては学校・家庭・医療機関等が密接に連携することできめ細かな対応ができる学校づくりを図ります。

ウ 相談・支援体制の充実

性的少数者の方々は、社会のさまざまな場面で困り事に直面しています。しかし、多くの性的少数者は、周囲の無理解・偏見等に悩み苦しみながらも、カミングアウトせずに日々の生活を送っているため、自分の性自認及び性的指向に関して、誰かに相談することは非常に難しい状況があります。

性自認及び性的指向に関する悩みは、本来最も身近な存在で、一番の理解者となる得る親や家族等に、なかなか相談できないという難しさがあります。このため、周囲へのカミングアウトを行うことなく、悩みを打ち明けることができる相談窓口は、性的少数者にとって非常に重要です。

性的少数者は、多くのケースでは学生時代に、自分の性のあり方、生き方等について悩み戸惑う段階に直面すると考えられます。そこから、ロールモデル（自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと）を参考にしたり、同じ悩みを抱える仲間からの承認があったり

することで、自分が性的少数者であることを受け入れていくとも言われています。しかし、学生等の若年層の場合、自ら情報を収集したり、他の性的少数者たちが主催する集まりに参加したりすることには限界があるため、若年層も安心してアクセスできる機会があることが重要です。

本県では、2018（平成30）年8月から「性的少数者電話相談窓口」を開設し、さらに若年層がアクセスしやすくするため、2020（令和2）年8月から性的少数者の当事者団体によるメールやSNSを活用した相談事業への支援を実施しており、引き続き相談事業の実施及び支援に努めます。

エ 職員の理解促進

県がさまざまな施策を具体的に実施する際はもちろん、県民等に対して啓発等を実施していくに当たっては、県職員自らが性自認及び性的指向に関する正しい知識を持ち、多様な性についての理解を深めていく必要があります。

県職員の中にも、性自認及び性的指向に関して困難を抱える方がいると考えられます。接する県民の方々だけでなく、職員の中にも性的少数者がいるということを前提として、日々の業務を行っていくことが重要です。

本県では、2016（平成28）年度から、当事者団体の協力を得て職員研修を実施していますが、この研修の充実を図るとともに、職員一人ひとりが正しく理解し、業務の中で正しく対応できるよう、令和元年度に作成した職員向けのハンドブックを用いて、職員の理解促進に努めます。

(7) 外国人

① 現状と課題

本県では、近年、外国人が大幅に増加しており、真に国際化された社会の実現をめざし、外国人が同じ地域に住むことを当然とする意識の醸成を図るとともに、地域社会への外国人の積極的な参加や企業における外国人材の活躍を促進するなど、県民と在住外国人とが協力関係を築くことができる環境の整備に努めています。

しかし、現実には、外国人に対する雇用や入居等の日常生活における摩擦が時として生じています。そして、その背景には、我が国の地理的条件や歴史的経緯等に加え、人種、言語、宗教、文化、習慣等の違いへの理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在等が挙げられます。これらの偏見や差別意識は、県民と在住外国人との相互理解の増進により着実に改善の方向に向かっていますが、未だ完全に解消されたという状況にはありません。

また、近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となり、ヘイトスピーチの解消を目的として、2016（平成28）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

こうした状況を踏まえ、外国人の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、関係機関が連携しながら、社会参加の促進や外国人材の活躍等に向けた推進体制の充実に努めることが必要です。

② 施策の方向

ア 外国人の人権についての理解と認識の促進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、習慣等の多様性を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることをめざした啓発活動を推進します。また、地域での交流や相互の文化、習慣等を体験できる機会の提供等を通じ、県民と在住外国人の相互理解と協力関係の構築を促進します。

また、学校教育においては、教育活動を通じて、グローバルな視点を持ち、異なる習慣・文化を尊重し、共に生きていくという多文化共生の意識を醸成するための教育の充実に努めます。

イ 社会参加の促進

地域において外国人の積極的な社会参加を促すため、外国人のための日本語講座を開催するとともに、人権、法律上のトラブルに関する弁護士等による相談対応や「かがわ外国人相談支援センター」における相談

対応を行うなど、関係機関との連携のもと、在県外国人への支援に努めます。

ウ 外国人材の活躍の促進

関係機関と連携し、「外国人労働人材関係相談窓口」において、外国人材を受け入れる県内企業や外国人材からの雇用等に関する相談に対応するとともに、企業における外国人材の活躍などをテーマにしたセミナーの開催や各種助成等により支援に努めます。

エ ヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進

ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、各種研修会等のあらゆる機会を通じて、ヘイトスピーチの解消の必要性について、県民の理解を促進するための啓発に努めます。

(8) ハンセン病回復者・H I V感染者等

① 現状と課題

本県では、「香川県感染症予防計画」を1999(平成11)年5月に策定し、感染症の予防と患者等の人権尊重との両立を基本とする観点から、人権に配慮しつつ、良質かつ適切な医療の確保、早期の社会復帰のための環境の整備、病気に関する正しい知識の普及啓発等に努めています。

しかし、感染症についての理解不足等により、ハンセン病回復者やH I V感染者等が偏見や差別意識を持たれることが少なくありません。

また、ハンセン病に関しては、1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制的な隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、長期にわたる隔離等により、家族・親族や地域社会との関係が絶たれ、また、入所者自身の高齢化や後遺症による障害により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このようなハンセン病回復者などに対する差別や偏見の解消をさらに推し進めるため、2009(平成21)年4月から「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されています。2019(令和元)年11月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」によりハンセン病回復者の家族もその対象となりました。

こうした状況を踏まえ、ハンセン病回復者やH I V感染者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、社会復帰の促進等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努めることが必要です。

② 施策の方向

ア ハンセン病回復者・H I V感染者等の人権についての理解と認識の促進

ハンセン病回復者やH I V感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認めあい、共に生きる社会の実現をめざして、感染症に関する啓発資料の作成・配布、各種イベントの開催を行うなど、感染症とその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。特に、ハンセン病に関しては、大島青松園の入所者等から聞き取り調査した過去のハンセン病政策の実態についての記録や、大島青松園を舞台としたドキュメンタリー映画等を、ハンセン病問題に対する県民の理解を深めるために活用します。また、大島青松園の入所者と園外の住民との相互理解を深めるため、地域での交流等を促進します。

また、学校教育においては、ハンセン病回復者やH I V感染者等に対する偏見や差別意識の解消を図るため、これらの感染症に関する正しい知識を身に付けるための教育を推進するとともに、そのための教職員研修や指導資料の充実に努めます。

イ 社会復帰の促進

ハンセン病回復者等が自立した社会生活を送れるよう、関係機関と連携して、適切な相談体制の充実等に努めます。

(9) 犯罪被害者等

① 現状と課題

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題になっています。このため、本県では、犯罪被害者等が、安全で平穏な生活を送るための取組みを推進しています。

犯罪被害者等は、犯罪行為により生命、身体又は財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことで精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職・転職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的負担を感じたり、さらには近隣の無責任なうわさ話やマスメディアの取材・報道による不快感から深刻なストレスを受けるなど、被害後、新たに生じるさまざまな問題にも苦しめられています。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努めることが必要です。

② 施策の方向

ア 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

県民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮することができる社会の実現をめざして、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、社会の風潮等に大きな影響力を持っているマスメディアの自主的な取組みが図られるよう理解を求めていきます。

イ 犯罪被害者等に対する支援の充実

2021（令和3）年4月に施行した「香川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等からの相談に応じた情報の提供、法律相談・心理カウンセリング体制の充実整備、見舞金の給付、再提訴費用の助成、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減等の施策を推進するとともに、支援ネットワークを柱とした関係機関との連携を強化して犯罪被害者等への支援施策を一層充実させます。

(10) インターネットを用いた人権侵害

① 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上において、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等、人権に関するさまざまな問題が発生しています。

国では、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を制定し、2002(平成14)年5月に施行しました。

本県では、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っています。

しかし、発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載等が後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、個人のプライバシーや名誉についての正しい理解と認識を促進することが必要です。

② 施策の方向

一般のインターネット利用者やプロバイダ等が個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための教育を推進します。

また、香川県人権啓発推進会議に設置した、「インターネット差別事象監視班」において、県内の同和問題に関する差別を助長するおそれのある書き込みの発生が予想される掲示板を監視し、不適切な書き込みに対し、掲示板の管理人等に削除要請を行います。

(11) その他

以上の課題のほかにも、私たちの社会には、次のような人権課題が存在しており、また今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に努めます。

① アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道に先住していた民族であり、アイヌ語をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められているほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

国では、2019（平成31）年4月、アイヌの人々を先住民族と明記するとともに、文化の継承や地域振興を後押しするための新法「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（略称「アイヌ施策推進法」）を定め、同（令和元）年5月に施行しています。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生意欲があっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

③ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全に関わる重大な問題です。

④ ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、河川、道路、駅舎その他の施設で日常生活することを余儀なくされた人が存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題が起こっています。

⑤ 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する問題です。

⑥ 東日本大震災に伴う放射線被ばくについての風評被害

原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的取扱いを受けるなどの事態が発生しています。

⑦ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者やその家族、また、検査や治療などに従事している医療関係者、生活物資の輸送など社会機能の維持のために働いている方々に対する不当な差別や偏見が問題となっています。

こうした差別や偏見の広まりは、症状のある人が差別を恐れて受診しなくなるなど、本来の感染症対策にも影響を及ぼす場合もあります。

6 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組みが不可欠です。

本県では、「人権教育のための国連 10 年」香川県行動計画」に基づき、公務員、教職員、警察職員等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を実施してきましたが、今後も、研修プログラムや研修教材の充実を図るなど、取組みの強化に努めます。

(1) 公務員

公務員は、全体の奉仕者として、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする憲法を尊重し擁護するという責務を有しています。

このため、県行政に従事する職員については、公務員としての責務と使命を自覚し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることができるよう、人材育成センター等における研修の充実に努めます。また、各職場においても、県民の立場に立った窓口接遇を徹底するなど、職員一人ひとりが日常的な職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう努めます。

県内において職務に従事しているその他の公務員についても、それぞれの機関における人権教育・啓発の取組みの充実が図られるよう、情報の提供等の協力を努めます。

(2) 教職員

教職員は、学校教育のあらゆる場を通じて、人権を尊重する意欲や態度を身に付けた子どもを育成するという役割を担っています。

このため、すべての教職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する高い指導力のもと、人権尊重の精神に根ざした学校教育を展開できるよう、県教育委員会においては、参加体験型学習等の効果的な手法を取り入れた研修会の開催や各種指導資料の整備等を通じて、教職員研修の充実に努めます。研修内容については、いじめ等の人権に関わる今日的課題の解決に向けた学習機会を設けたり、教職員一人ひとりが子どもの人権に配慮した行動や適切な対応を行っていくための内容を取り入れたりするなど、その充実に努めます。また、県の関係課や市町教育委員会においても、人権問題に関するさまざまな研修会等を実施しています。

各学校（園・所）においては、子どもの実態に即し、全教職員の協力体制のもと、学校が一体となって人権教育を推進し、人権尊重の考えに立った行動がとれる子どもを育成できるよう、校内研修の充実に努めます。

(3) 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を有しています。

このため、警察職員が、個人の権利や自由を尊重した警察活動を徹底するなど、職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、警察学校における教育の充実に努めます。また、各職場においても、相談者、被害者、被疑者等に対する適切な対応等の徹底が図られるよう、職場教養の充実に努めます。なかでも、女性や少年の被害者等に対して、その特性を理解した専門的な対応ができるよう、相談業務等に携わる職員の研修の充実に努めます。

(4) 消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害から県民の生命、身体及び財産を守るという役割を担っています。

このため、消防職員が、人命の尊重を第一義とした現場活動を徹底するなど、職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、消防学校における教育の充実に努めます。

(5) 保健・医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の保健・医療関係者は、人の命と健康を守ることを使命とし、疾病の予防や治療、保健指導等の役割を担っています。

このため、保健・医療関係者が、個人のプライバシーへの配慮やインフォームドコンセントの徹底を図るなど、職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、保健・医療関係専門職の養成施設や団体における人権教育・啓発の取組みの充実にに向けた協力を努めます。

(6) 福祉関係者

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、ホームヘルパー等の福祉関係者は、高齢者や障害者をはじめとするさまざまな人々の生活相談や、身体介護等の役割を担っています。

このため、福祉関係者が、個人のプライバシーへの配慮や人間の尊厳についての認識の徹底を図るなど、職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、福祉関係専門職の養成施設や団体における人権教育・啓発の取組みの充実にに向けた協力を努めます。

(7) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人々の人間形成や社会の風潮に大きな影響力を持っていることから、人権教育・啓発の媒体として果たす役割が極めて大きいと言えますが、一方では、個人の名誉やプライバシーを

侵害するなどの危険性も有しています。

このため、マスメディア業界において人権教育・啓発のための自主的な取り組みが行われるよう、情報の提供等に努めます。

(8) その他

以上の者のほか、弁護士や司法書士等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取り組みの充実が図られるよう、情報の提供等に努めます。

7 計画の推進

(1) 庁内の推進体制の充実

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「香川県人権・同和政策本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに本基本計画を推進します。また、関係部局は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図ります。

(2) 国や市町等との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国、市町、公益法人、民間団体、企業等との連携のもとに本基本計画を推進します。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く県民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえてその周知を行います。

(3) 計画の見直し

本県の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状、県民の意識等について把握するよう努めるとともに、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

用語解説

※1 国際人権規約

1966（昭和41）年12月の国連総会で採択。世界人権宣言の内容を条約化し、法的拘束力を持たせたもの。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」からなる。我が国は、1979（昭和54）年6月に両規約を締結。選択議定書は、締結していない。

※2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

1965（昭和40）年12月の国連総会で採択。人種差別非難、差別政策の非合法化等の条文からなる。実施機関である人種差別撤廃委員会は、当事国からの報告の審議を行っている。我が国は、1995（平成7）年12月に締結した。

※3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979（昭和54）年12月の国連総会で採択。政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。我が国は、1985（昭和60）年6月に締結した。

※4 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年11月の国連総会で採択。意見表明権、表現の自由、結社・集会の自由、教育についての権利や経済的な搾取からの保護など児童の権利を包括的に規定している。我が国は、1994（平成6）年4月に締結した。

※5 障害者の権利に関する条約

2006（平成18）年12月の国連総会で採択。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。我が国は、2014（平成26）年1月に締結した。

※6 先住民族の権利に関する国連宣言

2007（平成19）年9月の国連総会で採択。主な内容としては、①政治的自決権、②文化的伝統と慣習の実践化と再活性化の権利、③伝統的に領収、占有もしくは使用や獲得している土地や資源に対する権利、④同意なく没収または占領、占有、使用、損害を与えられた土地や資源に関する返還または弁償を含む賠償を受ける権利、を規定している。

※7 地域改善対策協議会

1982（昭和57）年4月、地域改善対策特別措置法の施行に伴い、同法第一条に規定する対象地域（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域）の改善対策に関する基本的事項を調査審議する機関として、政令で設置された。

※8 NPO

一定の公益的活動を継続的に行うことを目的として組織された住民主体の非営利団体。特に、特

定非営利活動促進法により所轄庁に認証され、法人登録を行った団体を、NPO法人という。

※9 フィールドワーク

現場又は現地における調査・研究。

※10 参加体験型学習

学習者が主体的に取り組み、互いの気づきや考え方を表現し、共有しながら、様々な人権課題の解決に向けて、人権意識の高揚を図ろうとするもの。参加体験型学習でよく用いる手法としては、「ランキング」「ロールプレイ」「ディベート」「フォトランゲージ」「シミュレーション」「フィールドワーク」などがある。学習に当たっては、人権感覚が身に付くように、学習者の実態やねらいに応じた手法を選択することが大切である。

※11 自尊感情

自分をかけがえのない存在として認めること等を含め、自分自身についての評価の感情をいう。自尊感情は、他の人から認められたり、あるがままの自分を肯定的に認めることができたり、自分自身で自分が大切な存在であることに気づくことで高まるものである。

※12 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して繰り返し行われる「つきまとい等」の行為のこと。

※13 コミュニティ

一定の地域に居住し、共同体意識を持つ人々の集団。地域社会。

※14 セクシュアルハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな形態のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事を上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

※15 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス。動画や音声なども利用することが可能。Facebook、Twitter、LINE、Instagram など、パソコンやスマートフォンなどを使っていつでも無料で通話やメール、チャットなどが楽しめるコミュニケーションアプリも含まれる。

※16 仕事と生活の調和

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・

実現できること。

※17 メディア・リテラシー

メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特徴を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したものの。

※18 児童憲章

1951（昭和26）年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳的規範を定めている。

※19 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な人が不利益を被らないよう、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人を保護し、支援する制度。

※20 公正採用選考人権啓発推進員

職業選択の自由や就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図ることを目的に、地方労働局が、一定規模以上の事業所等に対し、当該事業所における公正な採用選考システムの確立等について中心的な役割を果たすものとして、選任を勧奨している。

※21 LGBT

L（レズビアン：女性の同性愛者）、G（ゲイ：男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：心の性とからだの性との不一致）の頭文字から造られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられる場合もある。

※22 性的指向 (Sexual Orientation)

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

※23 性自認 (Gender Identity)

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを持っているかということ。

※24 性同一性障害

生物学的な性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。世界保健機構（WHO）は、2019（令和元）年の総会で、2022（令和4）年からの「国際疾病分類」改訂版（ICD-11）において、性同一性障害を「精神障害」の分類から除外し、性別不合に変更することにしました。

※25 アウティング

本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露すること。

※26 ハンセン病

らい菌という細菌による感染症。感染力は非常に弱く、入浴・食事などの日常生活を通じて感染することはほとんどない。感染しても発病することはほとんどない。今日では治療法が確立されている。

※27 HIV／エイズ

HIVはヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVの感染によりエイズ（後天性免疫不全症候群）が引き起こされることで、生体の免疫機能が破壊され、様々な感染症を起こしやすくなる。

※28 大島青松園

高松市の大島に所在する国立ハンセン病療養所。中国・四国の8県連合の第4区療養所として、1909（明治42）年4月に香川県知事の管轄下に発足し、翌年「大島療養所」と改称した。1941（昭和16）年7月には厚生省に移管され「国立らい療養所大島青松園」となり、1946（昭和21）年11月に「国立療養所大島青松園」と改称した。

※29 プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

※30 インフォームドコンセント

医療法において、医療は生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨として、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき行われるものとされている。この理念を受けて、医療の担い手は医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないとされている。一般に、この適切な説明および理解のことをこのように呼んでいる。